

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月 1日

新庄市監査委員 須田 泰博

新庄市監査委員 小野 周一

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査の対象 社会教育課
令和6年11月1日から令和7年10月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 3 監査の期間 令和7年11月4日から令和7年11月26日まで
- 4 監査の着眼点
令和7年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点事項」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。
また、現金及び切手等の保管及び取扱いが適正か。
- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

- ①予算の執行は計画的かつ効果的な行政運営がなされているか
- ②未収金に対する督促や時効の取扱いなど滞納整理事務は適正に行われているか。
- ③支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- ④現金及び切手等の保管場所や取扱いは適正に行われているか。

5 監査の実施内容

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、その経理手続き業務の執行について概ね妥当であった。